

# 突然の災害に備えてさまざまな取り

# 組みを行います

災害は、いつ起こるか分かりません。本市では、突然の災害に備え、さまざまな対策を進めています。ここでは、現在本市が進めている防災対策を紹介します。

問い合わせは 危機管理室 ☎027-898-5935



## 防災ラジオ有償配布 予約受け付けを開始します

大規模な災害が発生、または発生する恐れがあるときに自動的に起動し、まえばしCITYエフエム（84・5 MHz）の災害情報を大音量で放送する防災ラジオ。これを各世帯へ有料で配布します。この第1期予約受け付けを開始します。この機会に防災ラジオを入手し、災害に備えましょう。

第1期で購入できなかった人は、第2・第3期の予約で購入できるようにします。詳しくは問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。

なお、避難行動要支援者（旧災害時要援護者）に登録している人には、無料で配布します。

第1期予約台数＝2,000台（1世帯1台、先着順）

費用＝1台2,000円

引き渡し＝5月下旬

申し込み＝5月7日(水)～16日(金)に市役所危機管理室、各支所・市民サービスセンターへ直接



## 多数の自治体や企業・団体と 災害時に協力

本市は、市内の民間企業や団体、自治体などとさまざまな分野で55の協定を結んでいます（下表のとおり）。万が一の際には、災害の復旧、物資の提供

などをお互いが協力して行います。今後も有効と認められる協定を積極的に締結し、災害に備えていきます。

災害協定一覧表		
区分	協定先	
都市間 (重複を含む)	水道関係	川口市、宇都宮市、水戸市
	相互応援	首都圏京都市長懇話会（6自治体）、北関東・新潟地域連携軸推進協議会（19自治体）、中核市（40自治体）
	単独応援協定	吉岡町、熊谷市、湯沢町、練馬区、柏崎市、北区
食糧などの 物資の提供	前橋市農業協同組合、前橋生鮮食料品総合卸売市場、サンヨー食品、ベイシア、三国コココーラボトリング、北関東ペプシコーラ販売、けやきウォーク前橋、生活協同組合コープぐんま、伊藤園、フレッセイホールディングス	
生活物資、 資機材の提供	県LPガス協会前橋支部、アクティオ、コーエイ、スズラン前橋店、カインズ、レンゴー前橋工場、環境システムズ、群馬日産自動車、セレスポ	
インフラ、車両、 輸送関係	赤帽群馬県軽自動車運送協同組合、市管工事協同組合、県建設業協会前橋支部、前橋建設協会、前橋東部建設協議会、県環境保全協会、県環境資源保全協会、前橋電設協会、県石油協同組合、東日本旅客鉄道、県トラック協会前橋支部、前橋電気センター、前橋警察署、前橋東警察署	
その他 (放送、情報、施設など)	前橋中央郵便局、全国豊稔自動車協会、衛生施設組合（5市町村）、前橋ガーデンクラブ、まえばしCITYエフエム、前橋旅館ホテル協同組合、ヤフー、アジア航測前橋営業所、前橋青年会議所、ジェイコムイースト、群馬用水土地改良区、富士見村土建業組合	

※一部、協定締結当時の名称



## 大雪の教訓を踏まえて 今後の対策を進めていきます

2月14日・15日の大雪での教訓を忘れることなく生かすため、今後の対策などを次のとおり定めていきます。

### 教訓 初動の遅れ

**対策** 早い段階での連絡体制を整えるとともに、各支所・市民サービスセンターを現地対策本部に位置付け、自治会との連携強化を図ります。

### 教訓 国や県との連携不足

**対策** 国や県と連携した除雪体制を構築します。



### 教訓 建設事業者との連携不足

**対策** 道路ごとの分担を明確にし、積雪10cmを超えた時点で除雪を開始します。



### 教訓 地域の情報不足

**対策** 防災ラジオの普及や、地区ごとに作成した災害広報を配布し、情報の伝達手段を拡充します。



### 教訓 資機材の不足

**対策** 除雪や応急対策に必要な資機材を計画的に備蓄します。



### 課題 地域防災力の強化

**対策** 各地区の防災リーダーを養成し、共助の力が育まれる地域社会の構築を進めます。



### ■カーポートや車庫の大雪被災見舞金締め切り迫る

市内に所有・居住している住宅に付随する車庫がカーポート（物置などの工作物は除く）が、大雪によって損壊した人は4月30日(水)までに大雪被災見舞金の申請をしてください。

見舞金額＝2万円

申請書の配布＝市役所危機管理室で。本市ホーム

ページからダウンロードもできます

用意する物＝申請書、通帳の写し（支店名・口座番号・口座名義人が分かる物）、被害状況が確認できる写真

申し込み＝市役所危機管理室か各支所・市民サービスセンターへ直接

その他＝見舞金の支払いは、6月以降になる場合もあります

### 地域防災計画を一部改正

災害対策基本法が一部改正されたことを受けて、本市の地域防災計画も改正しました。主な改正点は、避難行動要支援者（旧災害時要援護者）の避難

対策について、より実践的な内容に改めたことなどです。詳しくは問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。